

長生郡市広域市町村圏組合

---

汚泥再生処理センター 長期包括運營業務委託

優先交渉権者決定基準

---

平成29年7月

汚泥再生処理センター 長期包括運營業務委託  
優先交渉権者決定基準

目 次

1. 総則	1
2. 審査の流れ	2
3. 資格審査	3
4. 基礎審査	4
5. 技術審査	5

## 1. 総 則

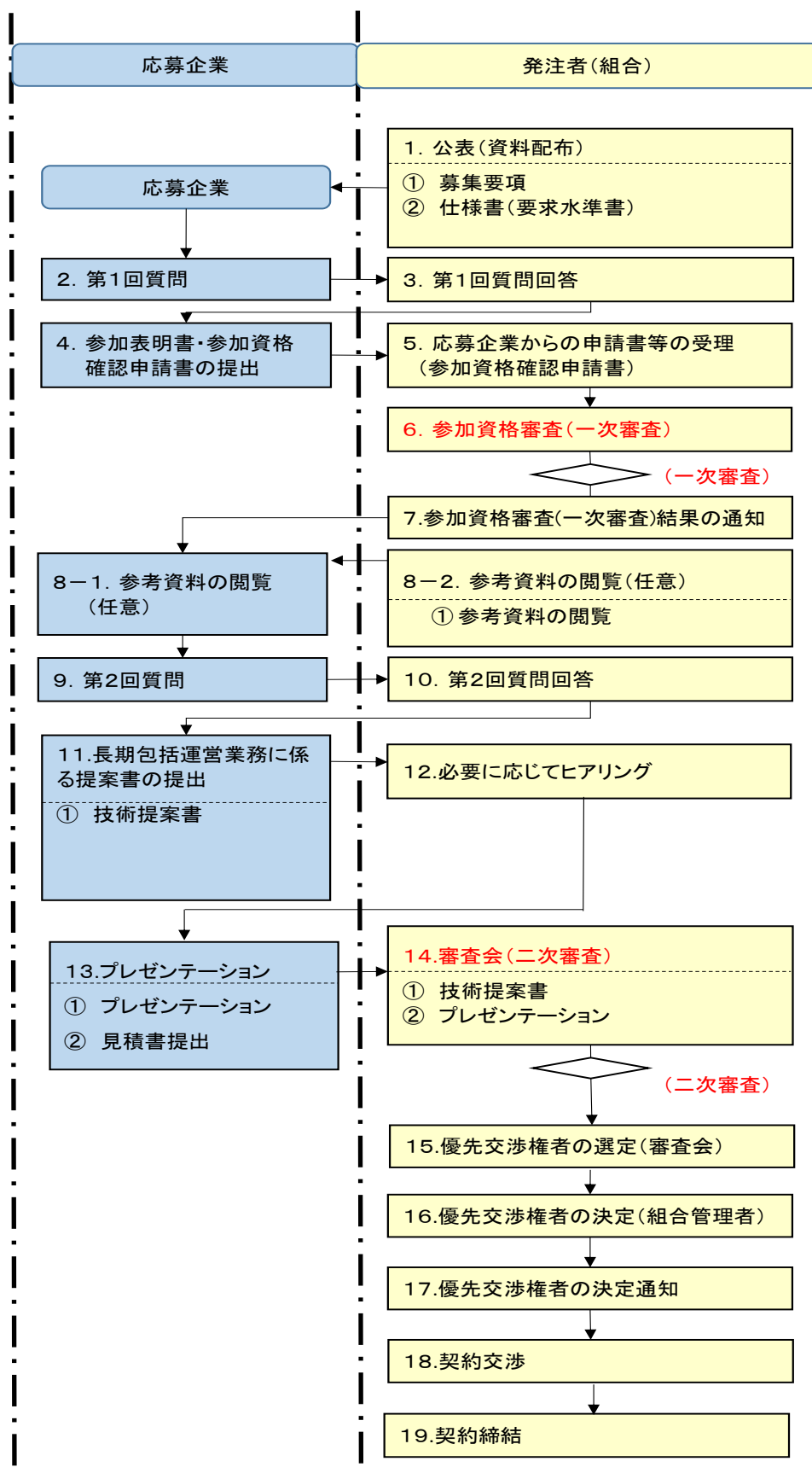
優先交渉権者決定基準は、長生郡市広域市町村圏組合（以下「組合」という。）が、汚泥再生処理センターの長期包括運營業務委託（以下「本業務」という。）を実施する事業者を公募型プロポーザル方式により募集・選定するにあたり、参加しようとする者を対象に配布する募集要項等と一体となるものである。

この優先交渉権者決定基準は、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を決定するため、要求水準書等の内容について応募者から提出された包括運營業務委託事業提案書（以下「提案書」という。）を可能な限り客観的に評価する基準として示すものである。

なお、事業者の選定は、組合が設置する優先交渉権者選定審査会（以下「審査会」という。）で行う。

この優先交渉権者決定基準は、審査会における審議を経て決定したものである。

## 2. 審査の流れ



### **3. 資格審査**

組合は、参加表明書及び参加資格申請書により、参加者が備えるべき参加資格要件（以下「参加資格要件」という。）を満たしていることを確認する。この結果、参加資格要件を満たしていることが確認できない場合は失格とする。

なお、参加資格確認から契約締結までの期間に、参加者又は参加者を構成する企業が参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、失格とする。

#### 4. 基礎審査

提案書等に記載された内容が、次の基礎審査項目を満たしていることを確認する。

##### (1) 提案書類等の確認

組合は、提出された提案書等がすべて揃っていることを確認する。この結果、不備がある場合は、失格とする。

##### (2) 提案内容の確認

組合は、提案書類全体について、様式集に従った構成となっていること及び、同一事項に対する2通り以上の提案又は提案事項間の齟齬、矛盾等がないことを確認する。また、提案書により提案された内容が要求水準書を満たしていること及びリスク分担に関し、募集要項別表-1で示したリスク分担表と齟齬がないことを確認する。この結果、提案内容に不備がある場合は失格とする。

## 5. 技術審査

### (1) 技術審査の基本方針

本業務の目的を実現するうえで必要な事項を審査項目とし、提案内容の定量化を図ることにより、客観的な視点から最も優秀な提案を選定する。

なお、提案書類の定量化に当たり、審査会は提案者から提案の内容について説明を受ける場を設けることができる。

### (2) 審査の方法

提案者から提出された技術提案書の内容について、審査項目ごとに得点化を行う。

### (3) 審査項目及び配点

審査項目及び配点については、次のとおりとする。

	審査項目			配点	対応様式	様式配点
	大項目	中項目	小項目			
技術評価	長期包括運営業務の性能保証に関する項目	実施方針等に関する提案	事業実施方針	10	様式 6-1	5
			長期包括運営委託の実績及び継続性・安定事業性に対する考え方		様式 6-2	5
		運営等に関する提案	運転人員体制	20	様式 7-1	6
			運転管理計画		様式 7-2	6
			安全・衛生計画		様式 7-3	4
			緊急時の対応に関する考え方		様式 7-4	4
		維持管理等に関する提案	保全管理計画	20	様式 8-1	4
			主要機器の耐用年数		様式 8-2	4
			日常点検、定期点検、法定検査計画		様式 8-3	10
			備品、消耗品及び予備品計画		様式 8-4	2
	社会的要請への対応に関する項目	環境等に関する提案	稼働時周辺環境保全計画	15	様式 9-1	5
			地球環境への配慮に関する考え方		様式 9-2	5
			物質収支計画		様式 9-3	5
	企業の技術力に関する項目	経済効果等に関する提案	維持管理費内訳	35	様式 10-1	10
			長期修繕の具体的内容		様式 10-2-①	5
			設備・機器更新に関する考え方と特徴		様式 10-2-②	5
			長期修繕計画		様式 10-2-③ (様式 10-2-1)	5
リスク対応			様式 10-3		5	
経済効果 (契約内容の見直しに関する考え方)			様式 10-4		5	
合 計				100		100

#### (4) 技術提案書の得点化

審査会において、審査項目ごとに評価を行い、技術評価点数を算出する。

##### 1) 得点化方法

ア) 各審査項目について、次に示す5段階評価により得点を付与する。

評価	判断基準	得点化方法
A	当該評価項目において、優れている	配点×1.0
B	当該評価項目において、やや優れている	配点×0.75
C	当該評価項目において、普通である	配点×0.5
D	当該評価項目において、やや劣っている	配点×0.25
E	当該評価項目において、劣っている	配点×0

イ) 各審査項目の評価点は、各委員が個別に行った評価の平均値とする。なお、平均値を求める際は、少数第3位を四捨五入した値とする。

ウ) 4.の結果をもとに応募者の合計得点を算出する。

#### (5) 優先交渉権者の選定

##### ア) 優先交渉権者の選定

提案内容に関する技術審査により算出された審査項目ごとの点数を合計し、技術評価点数の最も高い者(失格要件に該当するものを除く。)を優先交渉権者として選定する。

##### イ) 最低基準の設定等

技術評価において最低基準を設ける。

最低基準は50点とし、技術評価点数が最低基準を満たさない者は失格とする。

なお、最低基準を満たした者のうち、優先交渉権者に選定された応募企業の小項目の技術評価点数に、小項目ごとの配点に0.25を乗じた値以下の技術評価点数があった場合は、当該提案内容の修正指示を行い、満足できる修正提案が提出されたことを確認する。満足できない修正提案の場合は失格とする。

#### (6) 優先交渉権者の決定

組合は、審査会の審査を踏まえ、優先交渉権者を決定する。